

議案第3号

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例の
制定について

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和5年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び当該改正に伴う同法の施行条
例の制定に伴い、規定を整備する等の必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例
(京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「をしようとするもの」を削り、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同項第1号中「氏名」を「公開請求をする者の氏名」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある」に、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

第7条第2号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人」に、「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」を「次に掲げる」に、「次のいずれかに該当する」を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められるもの

第7条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第7条第4号中「、人の生命、身体、財産等の保護」を削り、「及び」を「、鎮圧又は」に改め、「捜査」の次に「、公訴の維持、刑の執行」を加え、「が生じるおそれのある」を「を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」に改め、同条第5号中「広域連合等」の次に「の内部」を加え、「その」を削り、同条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は賦課」に改め、同号オ中「国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は広域連合、国及び他の地方公共団体に準じる団体」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人」に改める。

第8条本文中「当該公文書」を削り、同条に次の1項を加える。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第10条第3項中「ときは、当該通知にその理由を付記しなければならない」を「場合において、将来、当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び公開することができる時期を併せて示さなければならない」に改め、同項後段を削る。

第12条各号列記以外の部分中「することができる」を「すれば足りる」に改める。

第13条第1項中「あらかじめ」を削り、同条第2項本文中「第7条第1号ただし書き、第2号ただし書き又は第3号ただし書き」を「第7条第1号イ又は第2号ただし書」に、「あらかじめ」を「公開決定に先立ち、」に改め、同条第3項前段中「(以下「反対意見書」という。）」を削り、同項後段中「当該反対意見書」を「当該意見書(第18条において、「反対意見書」という。）」

に改める。

第15条第2項中「により定められた」を「に定める」に改める。

(京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 次に掲げる制度の公平かつ適正な運営を推進するため、京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- (1) 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第25号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第●号。以下「法施行条例」という。)に基づく個人情報保護制度
- (3) 京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第●号。以下「議会条例」という。)に基づく個人情報保護制度

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、情報公開条例、法、法施行条例及び議会条例で使用する用語の例による。

第3条第1項第1号中「実施機関」の次に「(情報公開条例第2条第1号に規定する機関をいう。以下同じ。)」を、「に依拠して」の次に「、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)第81条第1項に規定する機関として」を加え、同項第2号中「個人情報保護条例第35条」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「実施機関」を「法施行条例第3条第1項に規定する広域連合の機関(以下「広域連合の機関」という。)」に改め、「に依拠して」の次に「、審査法第81条第1項に規定する機関として」を加える。

第3条第1項中第5号を第7号とし、第3号及び第4号を削り、第2号の

次に次の４号を加える。

- (3) 議会条例第４６条第１項に規定する審査請求に関して議長（京都府後期高齢者医療広域連合議会議長をいう。次項及び第８条において同じ。）の諮問に応じて、審査法第８１条第１項に規定する機関として調査審議し、答申すること。
- (4) 前３号の審査請求に関し、審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２章第３節（第２９条、第３１条、第３８条及び第４１条を除く。）の規定により審査庁が行うとされている審理手続を行うこと。
- (5) 情報公開制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (6) 法施行条例第８条及び議会条例第５１条に規定する個人情報保護制度の運営について、広域連合の機関又は議長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

第３条第２項中「実施機関」の次に「、広域連合の機関又は議長」を加える。

第８条第１項中「実施機関」の次に「、広域連合の機関又は議長」を、「決定に係る」の次に「情報公開条例第２条第２号に規定する」を、「公文書又は」の次に「法第２条第１項若しくは議会条例第２条第１項に規定する」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第６条第１項の規定による請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。
（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 実施機関（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第２条第１号に規定する実施機関（議会にあっては、議長）をいう。以下同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るもの

については、なお、従前の例による。